

(3) 課税対象とならない軽油に関する調

区 分		免税軽油使用者数等	数 量 (kl)
法四 第百 四五 十関 係	輸 出	0	0
	課 税 済 み	68	17,012
	小 計 ㊶	68	17,012
法附則第十二条の二の七第一項関係	船 舶	70	19
	航 路 標 識 等	3	3
	鉄 道 用 車 両 ま た は 軌 道 用 車 両	0	4
	農 業 等	866	324
	林 業 等	8	101
	鉱 物 の 掘 採 事 業	16	4,618
	セメント製品製造業 (生コンクリート製造業を除く)	7	108
	生コンクリート製造業	0	0
	倉 庫 業	0	0
	貨 物 運 送 取 扱 事 業 等	0	0
	航空運送サービス業で総務省令で定めるもの	0	0
	廃 棄 物 処 理 事 業	6	637
	木材加工業で総務省令で定めるもの	67	978
	木材市場業で総務省令で定めるもの	7	144
	ゴ ル フ 場 業	0	0
	指 定 自 動 車 教 習 所 関 係	0	0
小 計 ㊷	1,050	6,936	
合 計 ㊶ + ㊷	1,118	23,948	